

地域住民の皆様へ

愛知県豊田加茂農林水産事務所
豊田市都市整備部区画整理支援課

下古屋橋周辺の『通行止め』期間延長のお知らせ

このたび、令和5年10月16日より下古屋橋を通行止めし、工事を実施してまいりましたが、既設の下古屋橋の撤去、ガードレールの設置等に想定以上の時間を要するため、通行止め期間を延長します。

○通行止め期間

延長前：令和5年10月16日～令和6年3月25日

下古屋橋

延長後：令和5年10月16日～令和6年4月24日

南側道路

延長後：令和5年10月16日～令和6年7月31日

引き続きご迷惑、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

下古屋橋の通行止め及び工事などについてのご意見、お問合せにつきましては、お手数をおかけしますが、下記の連絡先にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【連絡先】

- 担当部署 (1) 愛知県豊田加茂農林水産事務所 建設課
(令和5年10月16日～令和6年5月10日)
担当者 杉山、川合
連絡先 0565-32-7469 (平日8:45～17:30まで)
- (2) 豊田市都市整備部 区画整理支援課
(令和6年5月11日～令和6年7月31日)
担当者 三岳、梅村
連絡先 0565-34-6769 (平日8:30～17:15まで)

迂回路図（下古屋橋通行止め）

規制期間：令和5年10月16日～令和6年7月31日まで（予定）

：車両通行禁止【4/24まで】

：車両通行禁止【4/24まで】
（水路隣接家屋にお住まいの方等を除く）

：迂回路（歩行者）【4/24まで】

：車両通行禁止【7/31まで】
（枝下用水工事+区画整理支援課工事による通行止め）

